

議案第52号

木津川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

木津川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年木津川市条例第40号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年8月30日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）」が令和6年6月7日に公布されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例（案）

木津川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年木津川市条例第40号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前				
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 特定個人情報 <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>（4） 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>（5） 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>（6）・（7）（略）</p> <p>別表第1（第4条関係）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 特定個人情報 <u>法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>（4） 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>（5） 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>（6）・（7）（略）</p> <p>別表第1（第4条関係）</p>				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">機関</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">事務</td> </tr> </table>	機関	事務	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">機関</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">事務</td> </tr> </table>	機関	事務
機関	事務				
機関	事務				

(略)	
9 市長	木津川市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱（平成19年木津川市告示第18号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
(略)		
14 市長	木津川市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、年金給付関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）によ

(略)

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
(略)		

		<u>る特別障害者手当の</u> <u>支給に関する情報で</u> <u>あって規則で定める</u> <u>もの</u>
--	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。